

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2014-66084(P2014-66084A)

【公開日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-019

【出願番号】特願2012-212818(P2012-212818)

【国際特許分類】

*E 03 B 3/04 (2006.01)*

【F I】

*E 03 B 3/04*

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月17日(2014.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

又、本発明に係る水路側部における濾過取水装置のより具体的な態様は、水路の側部に取水路が設けられると共に、該取水路の流入開口部と流出開口部が夫々、該水路に、その延長方向で見てその上流側部位とその下流側部位に連通されており、前記水路の、前記流入開口部と前記流出開口部との間で、前記水路の水を堰上げする堰板が設けられることによって、該堰上げされた水が、前記流入開口部から前記取水路に流入してその一部が取水されて後に前記流出開口部から前記水路に流出する如くなされている。そして前記取水路には、フィルタ孔が設けられてなる取水板が、その上面が水平状態で乃至、上流側から下流側に向けて低くなるように一定勾配で傾斜する如く配設されており、該取水板の下側に、該フィルタ孔を通して濾過された水を取水する取水空所が設けられてなり、該取水空所で取水している間、前記取水板の上には、該取水板の上面が露出しないように水が流れる状態となるように前記堰板による堰上げ量が設定されていることを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

(1) 本発明に係る水路側部における濾過取水装置は、濾過取水を行うための取水路を水路の側部に設けると共に、該水路に設けた堰板によって堰上げされた水が該取水路の流入開口部に流入してその一部が取水されて後に該取水路の流出開口部から流出する構成を採用している。

従って本発明によるときは、該堰板の上流側における水位を上昇させ、該堰上げされた水を前記流入開口部から前記取水路に流入させることができ、該取水路において、その上流側から下流側への水の流れを確実に生じさせつつ濾過取水できることとなる。

そして本発明は、このように取水路における水の流れを規制できることを前提として、フィルタ孔を有する取水板が、その上面が水平状態で乃至、上流側から下流側に向けて低くなるように一定勾配で傾斜する如く配設されており、該取水板の下側に設けた取水空所での取水の間、該取水板の上には、該取水板の上面が露出しないように水が流れる状態と

なるように前記堰板による堰上げ量が設定される。

従って本発明によるときは、前記取水板の上面を下流側に向けて流下する流水の勢いによって、該流水に含まれているゴミを、前記取水板に設けられているフィルタ孔に引っ掛かるのを極力防止して下流側に流し去ることができる。又、ゴミが該フィルタ孔に引っ掛けたとしてもこのゴミを流水の勢いで浮き上げてフィルタ孔から外れやすくなし得る。

かかることから本発明によるときは、効率的な濾過取水を安定的に行い得る利点がある。又、特許文献1におけるような、吹出管や開閉装置等の特別な目詰まり解消装置を必要としないために施工コストの低減を期し得ると共に工期の短縮も達成できる。又、従来におけるような電気系統が故障する等の懼れもない。なお、前記取水板の上面での水位が比較的低い場合には、流水の勢いが弱いために前記フィルタ孔が幾らかは目詰まりするので、必要に応じて前記取水面を掃除することにはなるが、特許文献1におけるような頻繁なメンテナンスは必要でない。かかることから、維持管理コストの低減を期し得ることとなる。